

平成28年2月26日  
国土交通省  
海上保安庁

「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」を閣議決定  
～津波等の災害時に、海保が湾内の船舶を避難誘導できるようになります～

津波等の非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとすることなどを内容とする「海上交通安全法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

## 1. 背景と課題

近年、船舶の大型化や危険物取扱量の増加が進んでおり、船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域においては、津波等による非常災害が発生した場合に、危険を防止するため、船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させる必要があります。

また、平時から信号待ちや渋滞による船舶交通の混雑が発生していることから、これらを緩和し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現することが求められています。

このためには、湾内の船舶交通を一体的に把握しておく必要があります。海上保安庁では、まずは東京湾において、レーダー等の設備を整備するなど、一元的な海上交通管制の構築を進めておりますが（参考資料参照）、その運用に併せて所要の制度を設けるための法改正を行うこととしました。

## 2. 法律案の概要（別添参照）

### （1）海上交通安全法及び港則法の一部改正

- ① 非常災害が発生した場合に、船舶交通が著しくふくそうする海域のうち、レーダー等により船舶交通を一体的に把握することができる海域（指定海域等）にある船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させるため、これらの船舶に対して、海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとする等、非常災害時における特例措置を創設
- ② 船舶の負担を軽減し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現するため、海上交通安全法と港則法に基づく事前通報の手続を簡素化するとともに、港内の水路を航行しようとする船舶に対し、入航時刻等の指示制度を創設

### （2）航路標識法の一部改正

航路標識の設置を促進することにより、船舶交通の安全性を向上させるため、航路標識の設置の許可基準を明確化するとともに、簡易な航路標識の設置について許可制から届出制に規制緩和

# ●海上交通安全法等の一部を改正する法律案

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手续を簡素化する等の措置を講ずる。

## 背景・必要性

- ・津波等の非常災害発生の高い蓋然性  
→海上交通の機能の維持
- ・湾内における船舶交通の混雑発生  
→安全性の向上及び国際競争力強化

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）〈抄〉  
 「海上交通安全法等の改正を含めた東京湾の一元的な海上交通管制を構築し東京湾の混雑を緩和」



【衝突海難(災害時)】



【船舶交通の混雑状況(平時)】

## 改正案の概要

### (1)湾内における一体的な海上交通管制を行う海域(指定海域・指定港)に係る改正

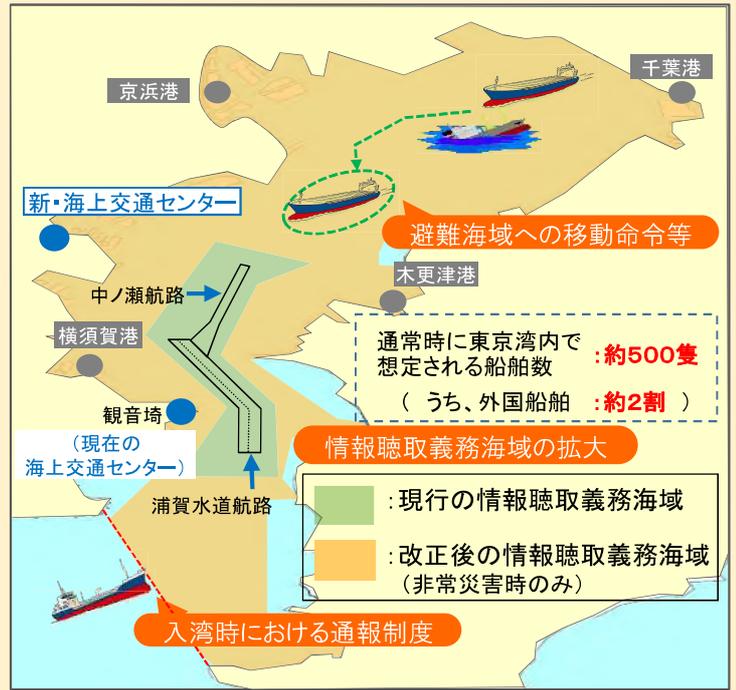
#### 非常災害時における海上交通の機能の維持

非常災害時の湾内の混乱を防止し、船舶を適切な海域に誘導するために必要な措置を「海上交通センター※」で一体的に行うため、以下の特例を措置

※湾内の海上交通管制を行う海上保安庁の事務所。東京湾海上交通センターについては平成30年1月に観音埼から横浜に移転し体制を充実強化。

- ① 船舶に対する移動命令等の制度の創設 (海上交通安全法)
- ② 交通障害の発生等に関する情報の聴取義務海域を湾内全域に拡大 (海上交通安全法及び港則法)
- ③ 入湾時における船名等の通報制度の創設 (海上交通安全法)

- ・津波等による船舶事故の未然防止
- ・円滑な海上交通の機能の維持



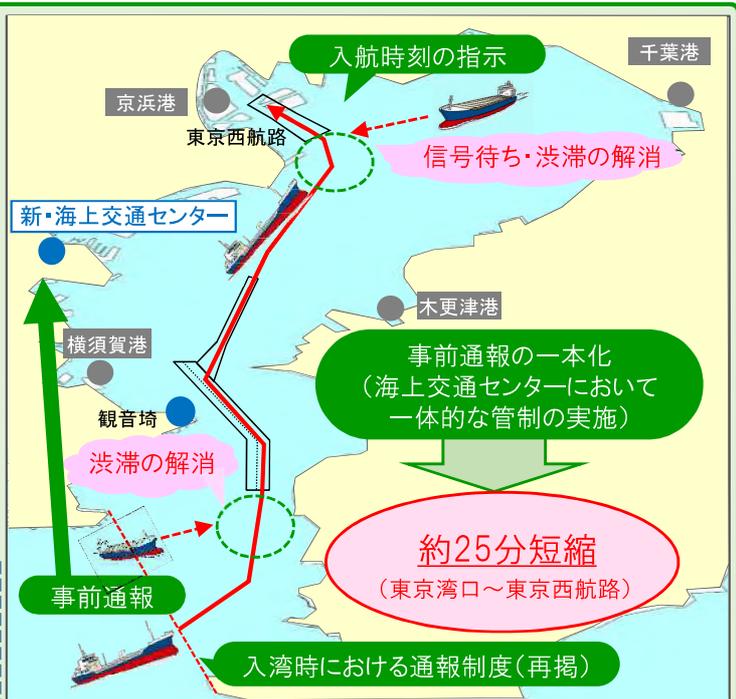
#### 平時における安全性の向上及び国際競争力強化

湾内の海上交通管制を海上交通センターに統合し、一体的な管制を実施するため、以下の特例を措置

- ① 海上交通安全法と港則法に基づき、海上交通センターと港長に対して別々に行っている事前通報を海上交通センターに一本化し、手続を簡素化 (港則法)
- ② 港内の航路を航行しようとする船舶に対する入航時刻等の指示制度の創設 (港則法)

- ・民間船舶の事務負担の軽減
- ・船舶交通の混雑緩和

**平均約25分の航行時間短縮**【東京湾口～東京西航路】  
 所要: 約180分(平成25年度) **最大**  
 →約155分(平成29年度末の運用開始以降) **約2割短縮**



### (2)その他船舶交通の安全性の向上に係る改正

- ① 航路標識の設置に係る許可基準の明確化 (航路標識法)
- ② 海上保安庁以外の者が行う航路標識の設置に係る届出制の導入 (航路標識法)

# 湾内における一元的な海上交通管制の構築

大規模災害発生時においては、船舶への警報等の伝達、避難海域等の情報提供を迅速確実に実施し、平時においては、船舶の運航効率の向上を図るため、東京湾における海上交通センターと4つの港内交通管制室を統合のうえ、これら業務を一元的に実施するため、平成29年度中の運用開始を目指し施設整備・制度改正等による体制構築を進めている。

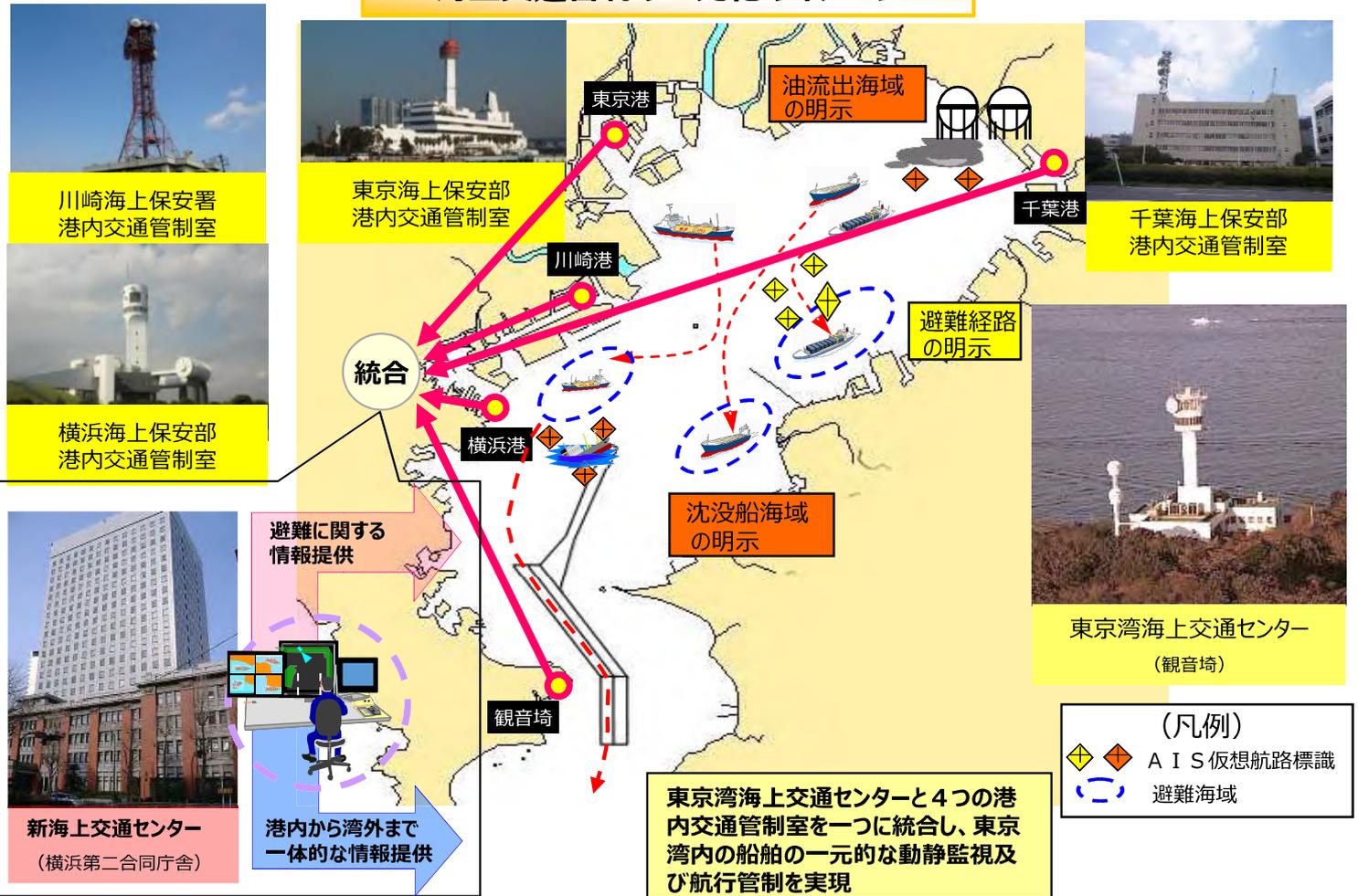
大規模災害発生時において、海難発生時の極小化、海上輸送機能の確保及びサプライチェーンの寸断の防止を図る

・災害発生時の海上交通機能の維持、ダメージの最小化

平時において、船舶の管制信号待ちや渋滞を緩和し物流の一層の効率化を図る

・国際競争力の向上を実現

## 海上交通管制の一元化のイメージ



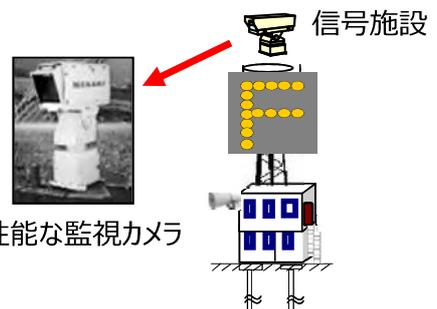
## 【施設整備例】

管制に必要な船舶動静等の情報を一元的に管理するためのシステムを開発・整備



次世代管制支援業務システム

高性能な監視カメラ



高性能な監視カメラの整備

# 海上交通安全法等の一部を改正する法律案

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手續を簡素化する等の措置を講ずる。

## 背景・必要性

- ・津波等の非常災害発生の高い蓋然性  
海上交通の機能の維持
- ・湾内における船舶交通の混雑発生  
安全性の向上及び国際競争力強化

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）<抄>  
「海上交通安全法等の改正を含めた東京湾の一元的な海上交通  
管制を構築し東京湾の混雑を緩和」



【衝突海難（災害時）】



【船舶交通の混雑状況（平時）】

## 改正案の概要

### (1) 湾内における一体的な海上交通管制を行う海域（指定海域・指定港）に係る改正

#### 非常災害時における海上交通の機能の維持

非常災害時の湾内の混乱を防止し、船舶を適切な海域に誘導するために必要な措置を「海上交通センター」で一体的に行うため、以下の特例を措置

湾内の海上交通管制を行う海上保安庁の事務所。東京湾海上交通センターについては平成30年1月に観音埼から横浜に移転し体制を充実強化。

#### 船舶に対する移動命令等の制度の創設

（海上交通安全法）

#### 交通障害の発生等に関する情報の聴取義務 海域を湾内全域に拡大（海上交通安全法及び港則法）

#### 入湾時における船名等の通報制度の創設

（海上交通安全法）

- ・津波等による船舶事故の未然防止
- ・円滑な海上交通の機能の維持



#### 平時における安全性の向上及び国際競争力強化

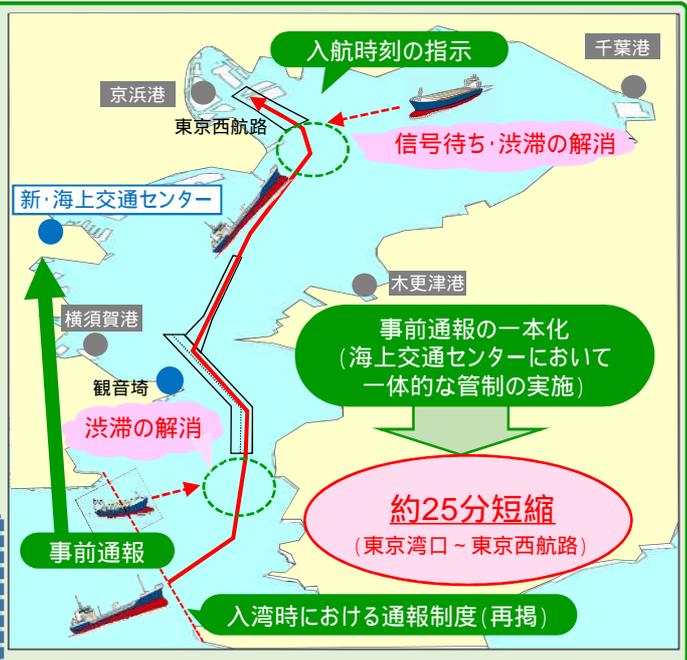
湾内の海上交通管制を海上交通センターに統合し、一体的な管制を実施するため、以下の特例を措置

海上交通安全法と港則法に基づき、海上交通センターと港長に対して別々に行っている事前通報を海上交通センターに一本化し、手續を簡素化（港則法）

港内の航路を航行しようとする船舶に対する入航時刻等の指示制度の創設（港則法）

- ・民間船舶の事務負担の軽減
- ・船舶交通の混雑緩和

平均約25分の航行時間短縮（東京湾口～東京西航路）  
所要：約180分（平成25年度）  
約155分（平成29年度末の運用開始以降）  
最大 約2割短縮



### (2) その他船舶交通の安全性の向上に係る改正

航路標識の設置に係る許可基準の明確化（航路標識法）

海上保安庁以外の者が行う航路標識の設置に係る届出制の導入（航路標識法）

## 海上交通安全法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 海上交通安全法の一部改正

#### 一 指定海域の定義

この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づく港に隣接するものであって、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものをいうものとする。

(第二条第四項関係)

#### 二 指定海域における措置

1 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならないものとする。

(第三十二条関係)

2 海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があると認めるときは、直ちに、非常災害が発生し

た旨等を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第三十三条第一項関係)

3 海上保安庁長官は、2の措置をとった後、指定海域において、非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなったと認めるとき等は、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第三十三条第二項関係)

4 海上保安庁長官は、2の措置をとったときは、3の措置をとるまでの間、指定海域にある第四条本文に規定する船舶に対し、非常災害の発生の状況に関する情報その他の船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報を提供するものとともに、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないものとする。

(第三十四条関係)

5 海上保安庁長官は、2の措置をとったときは、3の措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができるものとする。

(1) 指定海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。

(2) 指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。

(3) 指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。 (第三十五条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

## 第二 港則法の一部改正

### 一 指定港の定義等

1 「雑種船」を「汽艇等」とし、総トン数二十トン未満の汽船を汽艇というものとする。

(第三条第一項関係)

2 この法律において、「指定港」とは、指定海域に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであって、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいうものとする。

(第三条第三項関係)

二 効率的な港内の交通整理の手法の導入

1 次の船舶が、海上交通安全法第二十二条の規定による通報をする際に、あわせて、水路に係る係留施設を通報したときは、第三十八条第二項の規定による通報をすることを要しないものとする。

(1) 指定港内における水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港等することなく、当該指定港に隣接する指定海域における水路を航行しようとするもの

(2) 指定海域における航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港等することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における水路を航行しようとするもの

(第三十八条第三項関係)

2 港長は、船舶交通が著しく混雑する水路において、船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該水路を航行する予定時刻の変更等を指示することができるものとする。

(第三十八条第四項関係)

三 非常災害時における海上保安庁長官の措置等

1 海上保安庁長官は、第一の二の二の措置をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨等を指定港内にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第四十四条第一項関係)

2 海上保安庁長官は、第一の二の三の措置をとるときは、あわせて、指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなった旨等を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第四十四条第二項関係)

3 海上保安庁長官は、1の措置をとったときは、2の措置をとるまでの間、指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶に対し、第一の二の4と同様の情報を提供するものとするとともに、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないものとする。

(第四十五条関係)

4 海上保安庁長官は、1の措置をとったときは、2の措置をとるまでの間、特定港の港長等に代わってその職権を行うものとする。

(第四十六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

### 第三 航路標識法の一部改正

一 航路標識の設置に関する許可基準の明確化等

航路標識の設置の許可について、申請書の記載事項、許可の基準、許可の取消し及び許可を受けた者の地位の承継等に関する規定の整備を行うものとする。 (第三条から第十二条まで関係)

二 航路標識の設置に関する届出制度の創設

海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けることを要せず、届出で足りるものとする。 (第十三条関係)

三 非常災害時における緊急措置

1 海上保安庁長官は、第一の二の二の措置をとったときは、第一の二の三の措置をとるまでの間、指定海域又は指定港内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができるものとする。 (第二十二条関係)

2 海上保安庁長官は、1の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額を補償するものとする。

(第二十三条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の一の1の改正は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三の一及び二の改正は平成二十九年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第五条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第六条関係)

## 海上交通安全法等の一部を改正する法律

(海上交通安全法の一部改正)

第一条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第二十九条の二・第二十九条の三)」を

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置(第三十条・第三十一条)

に、「第三十条 第三十三

第八節 指定海域における措置(第三十二条 第三十五条)

」

条」を「第三十六条 第三十九条」に、「第三十四条 第三十九条」を「第四十条 第四十六条」に、「第四十条 第四十三条」を「第四十七条 第五十条」に改める。

第二条第二項第三号口中「行なつてゐる」を「行つてゐる」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づく港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる

状況にあるものとして政令で定めるものをいう。

第二十四条第三項中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。

第四十二条中「第四十条第四号」を「第四十七条第四号」に改め、同条を第五十条とする。

第四十二条第二号中「第二十二条」の下に「又は第三十二条」を加え、同条第三号中「第三十条第六項又は第三十一条第一項」を「第三十六条第六項又は第三十七条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、

第四十一条を第四十八条とする。

第四十条第二号中「又は第二十六条第一項」を「第二十六条第一項又は第三十五条」に改め、同条第四号中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条第六号中「第三十一条第二項、第三十二条又は第三十三条第三項」を「第三十条第二項、第三十八条又は第三十九条第三項」に改め、同条第七号中「第三十三条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第四十七条とし、第四章中第三十九条を第四十六条とし、第三十八条を第四十五条とする。

第三十七条の二中「又は第二十条第三項」を「、第二十条第三項又は第三十五条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十七条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第四十三条とし、第三十六条を第四十二条とし、第三十五条を第四十一条とする。

第三十四条中「、航路」の下に「、指定海域」を加え、「第二十九条の二第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第三十二条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、第三章中同条を第三十九条とする。

第三十二条第一号中「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「第三十条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条第三号中「第三十条第六項」を「第三十六条第六項」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条第六項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十条第八項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第三十六条とする。

第二章第七節中第二十九条の三を第三十一条とし、同条の次に次の一節を加える。

## 第八節 指定海域における措置

(指定海域への入域に関する通報)

第三十二条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならぬ。

(非常災害発生周知措置等)

第三十三条 海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があると認めるときは、直ちに、非常災害が発生した旨及びこれにより当該指定海域において当該危険が生ずるおそれがある旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(以下「非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならぬ。

2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じ

た船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第三十五条において「非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

（非常災害発生周知措置がとられた際に海上保安庁長官が提供する情報の聴取）

第三十四条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域にある第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定海域内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 指定海域内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(非常災害発生周知措置がとられた際の航行制限等)

第三十五条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

一 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。  
二 当該指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。

三 当該指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。

第二十九条の二を第三十条とする。

(港則法の一部改正)

第二条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の六」を「第四十八条」に、「第三十八条 第四十三条」を「第四十九条 第五十条」に改める。

第三条第一項中「雑種船」を「汽艇等」に、「汽艇」を「汽艇（総トン数二十トン未満の汽船をいう。

）」に改め、同条第二項中「きつ水」を「喫水」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律において「指定港」とは、指定海域（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下同じ。）に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであつて、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第七条第一項中「雑種船」を「汽艇等」に、「第八条第一項」を「次条第一項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第八条の見出し中「けい船」を「係船」に改め、同条第一項中「雑種船」を「汽艇等」に、「けい船しよう」を「係船しよう」に改め、同条第二項及び第三項中「けい船中」を「係船中」に改める。

第九条の見出し中「けい留等」を「係留等」に改め、同条中「雑種船」を「汽艇等」に、「けい船浮標」を「係船浮標」に、「けい留し」を「係留し」に、「妨となる虞」を「妨げとなるおそれ」に改める。

第十二条中「雑種船」を「汽艇等」に、「第三十七条まで」を「第三十九条まで」に、「第三十七条の三」を「第四十一条」に改める。

第十八条中「雑種船」を「汽艇等」に改める。

第四十二条中「第三十九条第四号」を「第五十条第四号」に、「第四十一条第二号」を「第五十二条第二号」に改め、同条を第五十四条とし、第四十二条を第五十三条とする。

第四十一条第二号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条中「第三十六条の二第二項（第三十七条の五）」を「第三十七条第二項（第四十三条）」に改め、同条を第五十一条とする。

第三十九条第一号中「第三十六条の三第一項（第三十七条の五）」を「第三十八条第一項（第四十三条）」に改め、同条第三号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第四号中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改め、同条第五号中「若しくは第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項若しくは第三十八条第四項」に、「第三十七条の五」を「第四十条第三項」に改め、同条を第五十条とする。

第三十八条第一号中「第三十七条の二第二項（第三十七条の五）」を「第四十条第二項（第四十三条）」に改め、同条第二号中「第三十七条の二第一項（第三十七条の五）」を「第四十条第一項（第四十三条）」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十七条の六第一項中「前条」を「第四十三条」に、「第三十七条の二第二項」を「第四十条第二項」に、「第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項」を「第三十七条第二項若しくは第三十九条第三項」に改め、同条第二項中「整とん」を「整頓」に改め、第七章中同条を第四十八条とする。

第三十七条の五中「第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二まで」を「第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条まで」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の見出し及び四条を加える。

（非常災害時における海上保安庁長官の措置等）

第四十四条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十二条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危

険が生ずるおそれがある旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六条において「指定港非常災害発生周知措置」という。）をとらなければならない。

2 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において「非常災害解除周知措置」という。）をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつた旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六条において「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第四十五条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定港内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で

定めるものを提供するものとする。

2 指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置をとつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十四条の二、第二十一条第一項、第二十二条、第二十五条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項並びに第四十二条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合にあつては当該港に係る第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第十条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

(職権の委任)

第四十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の職権に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその職権に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所長に行わせることができる。

第三十七条の四を第四十二条とする。

第三十七条の三第一項中「雑種船」を「汽艇等」に改め、同条を第四十一条とし、第三十七条の二を第四十条とし、第三十七条を第三十九条とする。

第三十六条の三の前の見出しを削り、同条第二項第五号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条第三項中「第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法」を「次の各号に掲げる船舶が、海上交通安全法」に、「併せて、当該水路」を「あわせて、当該各号に定める水路」に、「けい留施設」を「係留施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする

船舶 当該水路

二 指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定港に隣接する指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとするもの 当該水路

三 指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとするもの 当該水路

第三十六条の三中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 港長は、第一項に規定する水路のうち当該水路内の船舶交通が著しく混雑するものとして国土交通省令で定めるものにおいて、同項の信号を行つてもなお第二項に規定する船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。

一 当該水路（海上交通安全法第二条第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。）を航行する予定時刻を変更すること（前項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第二項の規定による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること。）。

二 当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずること。

第三十六条の三を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「（船舶交通の制限等）」を付する。

第三十六条の二第一項中「附近」を「付近」に改め、同条を第三十七条とする。

#### （航路標識法の一部改正）

第三条 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

#### 第一章 総則（第一条）

第二章 航路標識の設置及び管理

第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理（第二条）

第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第三条 第十四条）

第三節 雑則（第十五条・第十六条）

第三章 航路標識に係る行為の制限（第十七条 第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条 第二十五条）

第五章 罰則（第二十六条 第三十条）

附則

第一章 総則

第一条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「施設」を「国土交通省令で定める施設」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 航路標識の設置及び管理

第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理

第二条の前の見出し及び同条ただし書を削り、同条の次に次の節名を付する。

第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

第三条及び第四条を次のように改める。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)

第三条 海上保安庁以外の者が航路標識(第十三条第一項に規定するものを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

四 航路標識の管理の方法

五 その他国土交通省令で定める事項

(許可の基準等)

第四条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該航路標識の位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該航路標識の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該航路標識の管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が当該航路標識を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。

2 前条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

第十七条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「五千円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第一号中「第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」に改め、

同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二十条の規定に違反した者

第十七条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 第六条（第十三条第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開した者

二 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置した者

三 第十三条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

四 第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第十七条を第二十八条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「第十一条の規定」を「第九条、第十条第一項又は第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令」に、「一万円」を「五十万円」に改め、同条を第二十七条とし、第十五条を削る。

第十四条第一項中「第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条、章名及び一条を加える。  
(権限の委任)

第二十四条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所長に行わせることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関

する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航路標識を設置した者

二 第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けずに第三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

第十三条第一項中「第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項」を「第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四条第一項」を「第十条第一項又は第十三条第六項」に、「同条第二項」を「第十条第二項又は第十三条第七項」に、「第十条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同項第二号中「受けたいと思う金額」を「受けようとする見積額」に改め、同項第三号中「決定しなければ」を「決定し、当該申請人に通知しなければ」に改め、同号後段を削り、同条第二項中「六箇月」を「六月」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条中「よじし」を「汚し」に、「虞の」を「おそれの」に改め、同条を第二十一条とし、同条の

次に次の章名を付する。

#### 第四章 雑則

第十一条第一項中「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「けい留させて」を「係留させて」に改め、同条第三項中「虞の」を「おそれの」に改め、同条を第二十条とする。

第十条第一項中「附近」を「付近」に、「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「同様である」を「同様とする」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「虞の」を「おそれの」に、「引揚」を「引揚げ」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「虞が」を「おそれが」に改め、同条を第十七条とする。

第七条中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

#### 第三章 航路標識に係る行為の制限

第六条中「廃止、位置の変更」を「位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、緊急の必要がある場合において告示するいとまがないときは、他の適当な方法によることが

できる。

第六条を第十五条とする。

第五条の見出しを「（航路標識に事故が発生した場合の報告義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の管理者は、その管理している」を「第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該」に、「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条とし、同条を第七条とし、同条の次に次の七条及び節名を加える。

（航路標識の管理）

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2 第三条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第四条第一項第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

（措置命令等）

第九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を受けた者に対

し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。

第十条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(許可の取消し)

第十一条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

(地位の承継)

第十二条 第三条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

2 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合には、その相続人（相続人が二人以上ある場合

においては、その協議により定めた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前項の相続人は、第三条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても、同様とする。

4 第四条第一項第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

（海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出）

第十三条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

#### 四 航路標識の管理の方法

##### 五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならぬ。

4 第一項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。

5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を

命ずることができる。

一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反していると認めるとき。

二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けたる者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた当該届出をした者の地

位を承継すべき一人の相続人)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならぬ。

10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三条第一項の許可を受けた者又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識の工事又は管理に関し報告を求めることができる。

2 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項の許可を

受けた者若しくは前条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識の工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第三節 雑則

第四条の次に次の二条を加える。

#### (変更の許可等)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(供用の休廃止等の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

本則に次の二条を加える。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第七号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十条 第五条第三項（第十三条第十項において準用する場合を含む。）又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第四条 航路標識法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条 第三十条」を「第二十七条 第三十一条」に改める。

第二十条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第三十条を第三十一条とし、第二十六条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げ、第四章中第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「（平成五年法律第八十八号）」を削り、同条を第二十四条とする。

第二十二条第一項中「又は第十九条第三項」を「第十九条第三項又は前条第一項」に改め、同項第一号中「損失額」の下に「、前条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者について」の損失額」を加え、同条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（非常災害時における緊急措置）

第二十二条 海上保安庁長官は、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十二条第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとつたとき

は、同条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。）又は当該指定海域に隣接する指定港（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三条第三項に規定する指定港をいう。）内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第二条中港則法第三条第一項及び第二項並びに第七条から第九条までの改正規定、同法第十二条の改正規定（「雑種船」を「汽艇等」に改める部分に限る。）並びに同法第十八条及び第三十七条の三第一項の改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条及び次条の規定 平成二十九年四月一日

（航路標識法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の航路標識法（以下この条において「旧航路標識法」という。）第二条ただし書の許可を受けて航路標識（第三条の規定による改正後の航路標識法（以下この条において「新航路標識法」という。）第三条第一項に規定する航路標識に該当するものに限る。）を管理している者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）に新航路標識法第三条第一項の許可を受けたものとみなし、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧航路標識法第二条ただし書の許可を受けて航路標識（新航路標識法第十三条第一項に規定す

る航路標識に該当するものに限る。）を管理している者は、第三号施行日に新航路標識法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、第三条又は第四条の規定の施行後五年を経過した場合において、第三条又は第四条の規定による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部

を次のように改正する。

第三十二条第二項第二十号中「第三十七条の二第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十七条の五」を「第四十三条」に、「第三十七条の二第二項」を「第四十条第二項」に改める。

第三十六条の二第四項中「第三十七条の五」を「第四十三条」に改める。



## 理由

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができるとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手續を簡素化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海上交通安全法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)(抄)(第一条関係)	1
港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)(抄)(第二条関係)	8
航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(第三条関係)	17
航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(第四条関係)	30
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)(附則第六条関係)	33

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 交通方法</p> <p>第一節（第六節）（略）</p> <p>第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第三十条）                  ・第三十一条）</p> <p>第八節 指定海域における措置（第三十一条 第三十五条）</p> <p>第三章 危険の防止（第三十六条 第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条 第四十六条）</p> <p>第五章 罰則（第四十七条 第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 工事又は作業を行つているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの</p> <p>4   3                  この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふく</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 交通方法</p> <p>第一節（第六節）（略）</p> <p>第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十九条の二・第二十九条の三）</p> <p>第三章 危険の防止（第三十条 第三十三条）</p> <p>第四章 雑則（第三十四条 第三十九条）</p> <p>第五章 罰則（第四十条 第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 工事又は作業を行なつているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの</p> <p>3                  （新設）</p>

そうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づき、港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令で定めるものをいう。

## 第二章 交通方法

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

### 第二十四条 (略)

#### 2 (略)

3 第三十六条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。))の規定による許可)を受けて工事又は作業を行つてゐる船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないうで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

#### 第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

### 第三十条・第三十一条 (略)

#### 第八節 指定海域における措置

(指定海域への入域に関する通報)

第三十二条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、

## 第二章 交通方法

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

### 第二十四条 (略)

#### 2 (略)

3 第三十条第一項の規定による許可(同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定による許可)を受けて工事又は作業を行つてゐる船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号口の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないうで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

#### 第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

### 第二十九条の二・第二十九条の三 (略)

(新設)

(新設)

当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(非常災害発生周知措置等)

第三十二条 海上保安庁長官は、非常災害が発生し、これにより指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該危険を防止する必要があるときは、直ちに、非常災害が発生した旨及びこれにより当該指定海域において当該危険が生ずるおそれがある旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(以下「非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない。

2 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた後、当該指定海域において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれなくなつたと認めるとき、又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第三十五条において「非常災害解除周知措置」という。)をとらなければならない。

(非常災害発生周知措置がとられた際に海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第三十四条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつたときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域にある第四条本文に規定する船舶(以下この条において「指定海域内船舶」という。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 指定海域内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは

(新設)

(新設)

、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(非常災害発生周知措置がとられた際の航行制限等)

第三十五条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとつた

ときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。
- 二 当該指定海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。
- 三 当該指定海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。

### 第三章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十六条 (略)

27 (略)

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(新設)

### 第三章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十条 (略)

27 (略)

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十七条 (略)

2) 5 (略)

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第四十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(違反行為者に対する措置命令)

第三十八条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

一 第三十六条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

二 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

三 第三十六条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者

四 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第三十九条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規定

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第三十一条 (略)

2) 5 (略)

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第三十七条の五において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

(違反行為者に対する措置命令)

第三十二条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な措置(第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置)をとるべきことを命ずることができる。

一 第三十条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

二 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

三 第三十条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者

四 (略)

(海難が発生した場合の措置)

第三十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及びとつた措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規

の適用がある場合は、この限りでない。  
2・3 (略)

#### 第四章 雑則

(航路等の海図への記載)

第四十条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、指定海域、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第三十条第一項の海域を記載するものとする。

第四十一条・第四十二条 (略)

(権限の委任)

第四十三条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第四十四条 第十条の二、第二十条第三項又は第三十五条の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第四十五条・第四十六条 (略)

#### 第五章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

定の適用がある場合は、この限りでない。  
2・3 (略)

#### 第四章 雑則

(航路等の海図への記載)

第三十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第二十九条の二第一項の海域を記載するものとする。

第三十五条・第三十六条 (略)

(権限の委任)

第三十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十条の二又は第二十条第三項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

第三十八条・第三十九条 (略)

#### 第五章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条の二、第二十六条第一項又は第三十五条の規定による海上保安庁長官の処分違反となるような行為をした者
- 三 (略)
- 四 第三十六条第一項の規定に違反した者
- 五 第三十六条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 六 第三十七条第二項、第三十八条又は第三十九条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- 七 第三十九条第一項の規定に違反した者

第四十八条 (略)

第四十九条 次の名号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十二条又は第三十二条の規定に違反した者
- 三 第三十六条第六項又は第三十七条第一項の規定に違反した者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十七条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第十条の二又は第二十六条第一項の規定による海上保安庁長官の処分違反となるような行為をした者
- 三 (略)
- 四 第三十条第一項の規定に違反した者
- 五 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者
- 六 第三十一条第二項、第三十二条又は第三十三条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者
- 七 第三十三条第一項の規定に違反した者

第四十一条 (略)

第四十二条 次の名号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十二条の規定に違反した者
- 三 第三十条第六項又は第三十一条第一項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章 第六章（略） 第七章 雑則第三十一条 第四十八条 第八章 罰則第四十九条 第五十四条 附則</p> <p>（定義） 第三条 この法律において「汽艇等」とは、汽艇（総トン数二十トン未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。 2 この法律において「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。 3 この法律において「指定港」とは、指定海域（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下同じ。）に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであつて、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>（移動の制限） 第七条 汽艇等以外の船舶は、第四条、次条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。ただし、</p>	<p>目次 第一章 第六章（略） 第七章 雑則第三十一条 第三十七条の六 第八章 罰則第三十八条 第四十三条 附則</p> <p>（定義） 第三条 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。 2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>（新設） （移動の制限） 第七条 雑種船以外の船舶は、第四条、第八条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、</p>

海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及び係船)

- 第八条 特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならぬ。

- 2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

- 3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(係留等の制限)

- 第九条 汽艇等及びいかだは、港内においては、みだりにこれを係船浮標若しくは他の船舶に係留し、又は他の船舶の交通の妨げとなるおそれのある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(航路)

- 第十二条 汽艇等以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路（次条から第三十九条まで及び第四十一条において単に「航路」という。）によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 第十八条 汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて汽艇等以外のもの（以

海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならぬ。

(修繕及びけい船)

- 第八条 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならぬ。

- 2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

- 3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい留等の制限)

- 第九条 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨げとなる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(航路)

- 第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路（次条から第三十七条まで及び第三十七条の三において単に「航路」という。）によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

- 第十八条 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの（以

下「小型船」という。）は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び汽艇等以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

## 第七章 雑則

### （喫煙等の制限）

第三十七条 何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

2 (略)

### （船舶交通の制限等）

第三十八条 (略)

2 総トン数又は長さ、国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一～四 (略)

五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

3 次の各号に掲げる船舶が、海上交通安全法第二十二條の規定による通報をする際に、あわせて、当該各号に定める水路に係る前項第五号に掲げる係留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

一 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法第二條第一項に規定する航路を航行しようとする船舶 当該水路

下「小型船」という。）は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

## 第七章 雑則

### （喫煙等の制限）

第三十六条の二 何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

2 (略)

### （船舶交通の制限等）

第三十六条の三 (略)

2 総トン数又は長さ、国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一～四 (略)

五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二條第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二條の規定による通報をする際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げる係留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

（新設）

二 指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定港に隣接する指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとするもの 当該水路

(新設)

三 指定海域における海上交通安全法第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとするもの 当該水路

(新設)

4 | 港長は、第一項に規定する水路のうち当該水路内の船舶交通が著しく混雑するものとして国土交通省令で定めるものにおいて、同項の信号を行つてもなお第二項に規定する船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。

(新設)

一 当該水路(海上交通安全法第二条第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。)を航行する予定時刻を変更すること(前項(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定により第二項の規定による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること。)

二 当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずること。

5 | (略)

4 | (略)

第三十九条・第四十条 (略)

第三十七条・第三十七条の二 (略)

(港長が提供する情報の聴取)

第四十一条 港長は、特定船舶(小型船及び汽艇等)以外の船舶で

(港長が提供する情報の聴取)

第三十七条の三 港長は、特定船舶(小型船及び雑種船)以外の船

あつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 (略)

第四十二条 (略)

(準用規定)

第四十三条 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(非常災害時における海上保安庁長官の措置等)

第四十四条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この項において「非常災害発生周知措置」という。)をとるときは、あわせて、非常災害が発生した旨及びこれにより当該非常災害発生周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において船舶交通の危険が生ずるおそれがある旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置(次条及び第四十六条において「指定港非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない。

船であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 (略)

第三十七条の四 (略)

(準用規定)

第三十七条の五 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の二第二項及び第三十六条の三から第三十七条の二までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(新設)

2 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十三条第二項に規定する非常災害解除周知措置（以下この項において、「非常災害解除周知措置」という。）をとるときは、あわせて、当該非常災害解除周知措置に係る指定海域に隣接する指定港内において、当該非常災害の発生により船舶交通の危険が生ずるおそれがない旨又は当該非常災害の発生により生じた船舶交通の危険がおおむねなくなつた旨を当該指定港内にある船舶に対し周知させる措置（次条及び第四十六条において、「指定港非常災害解除周知措置」という。）をとらなければならない。

第四十五条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置を

とつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港内にある海上交通安全法第四条本文に規定する船舶（以下この条において、「指定港内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定港内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 指定港内船舶は、指定港非常災害発生周知措置がとられたときは、指定港非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第四十六条 海上保安庁長官は、指定港非常災害発生周知措置を

とつたときは、指定港非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該指定港非常災害発生周知措置に係る指定港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第五条第二項及び第三項、第七条、第十条、第十四条の二、第二十一条第一項、第二十二條、第二十五条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項、第四十条、第四十一条第一項並びに第

（新設）

（新設）

四十二条に規定する職権を、当該指定港が特定港以外の港である場合にあっては当該港に係る第四十三条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第十条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第三十九条第三項並びに第四十条に規定する職権を行うものとする。

(職権の委任)

第四十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の職権に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその職権に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第四十八条 第十条(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第四十条第二項(第四十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三十七条第二項若しくは第三十九条第三項(これらの規定を第四十三条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第四十

(新設)

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の六 第十条(前条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第八章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十

条第二項（第四十三條において準用する場合を含む。）において準用する第二十一條第一項の規定の違反となるような行為をした者

二 第四十條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）の規定による処分の違反となるような行為をした者

第五十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第七條第一項、第十二條、第十三條又は第三十八條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）の規定の違反となるような行為をした者

二 （略）

三 第八條第三項、第十條（第四十三條において準用する場合を含む。）、第十四條の二又は第三十九條第一項若しくは第三項（これらの規定を第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定による処分の違反となるような行為をした者

四 第二十四條第一項又は第三十一條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

五 第二十四條第三項又は第二十六條、第三十一條第二項、第三十六條第二項若しくは第三十八條第四項（これらの規定を第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者

六 （略）

第五十一條 第三十七條第二項（第四十三條において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

七條の二第二項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、において準用する第二十一條第一項の規定の違反となるような行為をした者

二 第三十七條の二第二項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分の違反となるような行為をした者

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第七條第一項、第十二條、第十三條又は第三十六條の三第一項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定の違反となるような行為をした者

二 （略）

三 第八條第三項、第十條（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、第十四條の二又は第三十七條第一項若しくは第三項（これらの規定を第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分の違反となるような行為をした者

四 第二十四條第一項又は第三十一條第一項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

五 第二十四條第三項又は第二十六條、第三十一條第二項若しくは第三十六條第二項（これらの規定を第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者

六 （略）

第四十條 第三十六條の二第二項（第三十七條の五において準用する場合を含む。）、の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 (略)
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第四十三  
条において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三  
条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人  
その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第五十条第四  
号若しくは第五号又は第五十二条第二号若しくは第三号の違反  
行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対  
しても各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条(第三十七  
条の五において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三  
十三条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人  
その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第三十九条第  
四号若しくは第五号又は第四十一条第二号若しくは第三号の違  
反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に  
対しても各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 航路標識の設置及び管理</p> <p>第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理（第二条）</p> <p>第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理（第三条 第十四条）</p> <p>第三節 雑則（第十五条・第十六条）</p> <p>第三章 航路標識に係る行為の制限（第十七条 第二十一条）</p> <p>第四章 雑則（第二十二条 第二十五条）</p> <p>第五章 罰則（第二十六条 第三十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（この法律の目的及び用語の定義）</p> <p>第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的かつ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の国土交通省令で定める施設をいう。</p> <p>第二章 航路標識の設置及び管理</p>	<p>（新設）</p> <p>（この法律の目的及び用語の定義）</p> <p>第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をいう。</p> <p>（新設）</p>

第一節 海上保安庁の行う航路標識の設置及び管理

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。

第二節 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の許可)

第三条 海上保安庁以外の者が航路標識(第十三条第一項に規定するものを除く。)を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 航路標識の種類
- 三 航路標識の位置、構造及び設備
- 四 航路標識の管理の方法
- 五 その他国土交通省令で定める事項

(許可の基準等)

第四条 海上保安庁長官は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該航路標識の位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める

(新設)

(航路標識の設置及び管理)

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。但し、海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、国土交通省令の定めるところにより海上保安庁長官の許可を受けて、その者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。

(新設)

第三条 前条但書の規定により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないよう努めなければならない。

2 海上保安庁以外の者が設置した航路標識がその所有者又は管理者の責に帰すべき事由又は通常予想すべき事由によつて、その機能に支障をきたし、船舶交通の安全に障害を生じたときは、海上保安庁長官は、当該所有者又は管理者に対し、その障害の除去のために必要な措置をすべきことを命ずることができる。

第四条 前条第二項に規定する場合の外、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、海上保安庁以外の者が設置した航路標識の所有者又は管理者に対し、当該航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

基準に適合するものであること。

二 当該航路標識の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該航路標識の管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が当該航路標識を設置し、及びこれを管理するに足る能力を有すること。

2 前条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(変更の許可等)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならぬ。

(供用の休廃止等の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならぬ。

(航路標識に事故が発生した場合の報告義務)

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(新設)

(新設)

(航路標識の現状の変更)

第七条 (削る)

第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の管理)

第八条 第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2 第三条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第四条第一項第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

(措置命令等)

第九条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないうで変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反してい

第五条 海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の管理者は、その管理している航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(新設)

(新設)

ると認めるとき。

第十条 前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため

必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(許可の取消し)

第十一条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。

(地位の承継)

第十二条 第三条第一項の許可を受けた者の地位は、次項に規定する場合を除き、これを承継しようとする者が海上保安庁長官の認可を受けなければ、承継しない。

2 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合には、その協議その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議

(新設)

(新設)

(新設)

により定められた当該許可を受けた者の地位を承継すべき一人の相続人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 3 前項の相続人は、第三条第一項の許可を受けた者の死亡後六十日以内にその相続について海上保安庁長官の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、同項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても、同様とする。

- 4 第四条第一項第四号の規定は、第一項又は前項の認可について準用する。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第十三条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

四 航路標識の管理の方法

五 その他国土交通省令で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならない。

- 4 第一項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路

(新設)

標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。

5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反しているとき。

二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三条第一項の許可を受けた者又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、航路標識の工事又は管理に関し報告を求めることができる。

2 海上保安庁長官は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項の許可を受けた者若しくは前条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識の工事の場所に立ち入つて、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 雑則

(航路標識の告示)

第十五条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合において告示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

(新設)

(新設)

(航路標識の告示)

第六条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の廃止、位置の変更その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(事故発見者の報告義務)

第十六条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又は最寄りの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

第三章 航路標識に係る行為の制限

(灯火等の制限)

第十七条 何人も、みだりに航路標識と誤認されるおそれがある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

2 (略)

(工事等の制限)

第十八条 航路標識の機能の障害となるおそれのある建築物の建設、沈没物の引揚げその他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

2 (略)

(植物についての制限)

第十九条 何人も、航路標識の付近に、当該航路標識の視認を妨げるおそれのある植物を植えてはならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも、同様とする。

3 (略)

(船舶についての制限)

第二十条 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすお

(事故発見者の報告義務)

第七条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

(新設)

(灯火等の制限)

第八条 何人も、みだりに航路標識と誤認される虞がある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

2 (略)

(工事等の制限)

第九条 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物の引揚げその他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならない。

2 (略)

(植物についての制限)

第十条 何人も、航路標識の付近に、当該航路標識の視認を妨げる虞のある植物を植えてはならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも同様である。

3 (略)

(船舶についての制限)

第十一条 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼす虞

そのあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識に係留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触するおそれのある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第二十一条 何人も、航路標識を汚し、又は損傷を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

第四章 雑則

(損失補償)

第二十二條 第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならぬ。

三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日か

の

2 船舶は、航路標識にけい留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触する虞のある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第十二条 何人も、航路標識をよごし、又は損傷を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

(新設)

(損失補償)

第十三条 第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、左に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第四条第一項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、同条第二項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けたいと思ふ金額を記載した申請書を提出しなければならぬ。

三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定しなければならない。この場合において海上保安庁長官は、当該申請人に対しあらかじめ期日及び場所を通知してその申立を聞かなければならない。

2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日か

ら六月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 (略)

(聴聞の特例)

第二十三条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

(権限の委任)

第二十四条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所長の長に行わせることができる。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに航路標

ら六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。

3 (略)

(聴聞の特例)

第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

識を設置した者

- 二 第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けずに第三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

(削る)

第二十七条 第九条、第十条第一項又は第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条(第十三条第十項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した航路標識の供用を再開した者
- 二 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置した者
- 三 第十三条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
- 四 第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 六 第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
- 七 第二十条の規定に違反した者
- 八 第二十一条の規定に違反した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

第十五条 削除

(罰則)

第十六条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十七条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十二条の規定に違反した者

(新設)

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第七号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十条 第五条第三項（第十三条第十項において準用する場合を含む。）又は第十三条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

（新設）

改 正 案	現 行
<p>目次                      第一章 第三章（略）                      第四章 雑則（第二十二條 第二十六條）                      第五章 罰則（第二十七條 第三十一條）                      附則</p> <p>（船舶についての制限）                      第二十条 船舶（はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下この条において同じ。）は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすおそれのあるほどこれに接近して航行させてはならない。                      2・3（略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（非常災害時における緊急措置）                      第二十二條 海上保安庁長官は、海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第三十三條第一項に規定する非常災害発生周知措置（以下この項において「非常災害発生周知措置」という。）をとつたときは、同条第二項に規定する非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域（同法第二條第四項に規定する指定海域をいう。以下この項において同じ。）又は当該指定海域に隣接する指定港（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三條第三項に規定する指定港をいう。）内における船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に限り、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶に対し当該航路標識の設</p>	<p>目次                      第一章 第三章（略）                      第四章 雑則（第二十二條 第二十五條）                      第五章 罰則（第二十六條 第三十條）                      附則</p> <p>（船舶についての制限）                      第二十条 船舶（はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。）は、みだりに航路標識に損傷を及ぼすおそれのあるほどこれに接近して航行させてはならない。                      2・3（略）</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（新設）</p>

置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（損失補償）

第二十三条 第十条、第十三条第六項若しくは第七項、第十九条第三項又は前条第一項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額、前条第一項の場合にあつては同項の規定による行為により損失を受けた者についての損失額に相当する金額とする。

二・三 （略）

2・3 （略）

（聴聞の特例）

第二十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 （略）

（損失補償）

第二十二條 第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、次に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第十条第一項又は第十三条第六項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、第十条第二項又は第十三条第七項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十九条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二・三 （略）

2・3 （略）

（聴聞の特例）

第二十三條 海上保安庁長官又は海上保安官は、第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 （略）

第二十五条・第二十六条 (略)

第五章 罰則

第二十七条～第三十一条 (略)

第二十四条・第二十五条 (略)

第五章 罰則

第二十六条～第三十条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第四十条第一項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第四十条第二項（同法第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第四十三条の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする</p>	<p>（許可の取消し等） 第三十三条（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三十七条の二第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第三十七条の二第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。</p> <p>3（略）</p> <p>（原子力船の入港の届出等） 第三十六条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第三十七条の五の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に關し必要な規制をすべきことを指示するものとする</p>

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

०१५

०

海上交通安全法等の一部を改正する法律案 参照条文 目次

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）	1
港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）（抄）	8
航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）	14
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）	17
行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	19

海上交通安全法等の一部を改正する法律案 参照条文  
海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 交通方法

第一節 航路における一般的航法（第三条 第十条の二）

第二節 航路ごとの航法（第十一条 第二十一条）

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則（第二十二条 第二十四条）

第四節 航路以外の海域における航法（第二十五条）

第五節 危険防止のための交通管制等（第二十六条）

第六節 灯火等（第二十七条 第二十九条）

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第二十九条の二・第二十九条の三）

第三章 危険の防止（第三十条 第三十三条）

第四章 雑則（第三十四条 第三十九条）

第五章 罰則（第四十条 第四十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として政令で定める海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 水上輸送の用に供する船舶類をいう。

二 巨大船 長さ二百メートル以上の船舶をいう。

三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

ロ 工事又は作業を行なつているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

3 この法律において「漁ろうに従事している船舶」、「長さ」及び「汽笛」の意義は、それぞれ海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）（第三条第四項及び第十項並びに第三十二条第一項に規定する当該用語の意義による）

(航路航行義務)

第四条 長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(来島海峡航路)

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿って航行するときは、次に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

一 順潮の場合は来島海峡中水道(以下「中水道」という。)を、逆潮の場合は来島海峡西水道(以下「西水道」という。)を航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することができることとし、また、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする船舶は、順潮の場合であっても、西水道を航行することができることとする。

二 順潮の場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄つて航行すること。

三 逆潮の場合は、できる限り四国側に近寄つて航行すること。

四 前二号の規定にかかわらず、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。

五 逆潮の場合は、国土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。

3 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿って航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

4 来島海峡航路をこれに沿って航行しようとする船舶の船長(船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。)( )は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)

第二十四条 消防船その他の政令で定める緊急用務を行うための船舶は、当該緊急用務を行うためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第五条、第六条の二から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

2 漁ろうに従事している船舶は、第四条、第六条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行することができ、及び第二十条第四項又は第二十二條の規定による通報をしないで航行することができる。

3 第三十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項（同法第三十七條の五において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つてゐる船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号の国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域を航行することができない船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示（同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法）により、期間及び航路の区間を定めて、第四条、第八条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法と異なる交通方法を定めることができる。

3 前項の場合において、海上保安庁長官は、同項の航路が、宇高東航路又は宇高西航路であるときは宇高西航路又は宇高東航路についても、備讃瀬戸北航路又は備讃瀬戸南航路であるときは備讃瀬戸南航路又は備讃瀬戸北航路についても同項の処分をすることができる。

（海上保安庁長官が提供する情報の聴取）

第二十九条の二 海上保安庁長官は、特定船舶（第四条本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺の特船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供することを要する。

2 特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十九条の三 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前条第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く。)において工作物の設置(現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。)をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め(同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。)、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。

4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。

5 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し、若しくは排除するため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

6 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならない。

7 国の機関又は地方公共団体(港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。)が第一項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつ

たものとみなす。

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けることを要しない。

（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者

2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

二 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。

3 海上保安庁長官は、第一項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第二項各号のいずれかに該当するときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

（違反行為者に対する措置命令）

第三十二条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為に係る工事又は作業の中止、当該違反行為に係る工作物の除去、移転又は改修その他当該違反行為に係る工事若しくは作業又は工作物の設置に関し船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため必要な

措置（第四号に掲げる者に対しては、船舶交通の危険を防止するため必要な措置）をとるべきことを命ずることができる。

一 第三十条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

二 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

三 第三十条第六項の規定に違反して当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなかつた者

四 前条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（海難が発生した場合の措置）

第三十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限りすみやかに、国土交通省令で定めるところにより、標識の設置その他の船舶交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとり、かつ、当該海難の概要及び同項の措置について海上保安庁長官に通報しなければならない。ただし、港則法第二十五条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。

3 海上保安庁長官は、船長が第一項の規定による措置をとらなかつたとき又は同項の規定により船長がとつた措置のみによつては船舶交通の危険を防止することが困難であると認めるときは、船舶交通の危険の原因となつている船舶（船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となつている場合は、当該物件を積載し、引き、又は押していた船舶）の所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人）に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の七に規定する場合は、同条の規定により命ずることができる措置を除く。）をとるべきことを命ずることができる。

（航路等の海図への記載）

第三十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央並びに第二十九条の二第一項の海域を記載するものとする。

（航路等を示す航路標識の設置）

第三十五条 海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、航路、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央並びに第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路を示すための指標となる航路標識を設置するものとする。

(交通政策審議会への諮問)

第三十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に関する重要事項については、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行なわせることができる。

2 管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の二 第十条の二又は第二十条第三項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(国土交通省令への委任)

第三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第三十九条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定の違反となるような行為をした者

二 第十条の二又は第二十六条第一項の規定による海上保安庁長官の処分の違反となるような行為をした者

三 第二十三条の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者

四 第三十条第一項の規定に違反した者

五 第三十条第三項の規定により海上保安庁長官が付し、又は同条第四項の規定により海上保安庁長官が変更し、若しくは付した条件に違反した者

六 第三十一条第二項、第三十二条又は第三十三条第三項の規定による海上保安庁長官の処分に違反した者

七 第三十三条第一項の規定に違反した者

第四十一条 第四条、第五条、第九条、第十一条、第十五条、第十六条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の違反となるような行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条又は第二十七条第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第二十二條の規定に違反した者
- 三 第三十条第六項又は第三十一条第一項の規定に違反した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十条第四号から第六号まで又は前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

## 目次

第一章	総則（第一条 第三条）
第二章	入出港及び停泊（第四条 第十一条）
第三章	航路及び航法（第十二条 第二十条）
第四章	危険物（第二十一条 第二十三条）
第五章	水路の保全（第二十四条 第二十六条）
第六章	灯火等（第二十七条 第三十条の二）
第七章	雑則（第三十一条 第三十七条の六）
第八章	罰則（第三十八条 第四十三条）

附則

## （定義）

第三条 この法律において「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。

2 この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令で定めるものをいう。

(びよう地)

第五条 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。

2 国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所（以下「びよう地」という。）の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4 前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。

5 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

6 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港のけい留施設の管理者に対し、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供することを制限し、又は禁止することができる。

7 港長及び特定港のけい留施設の管理者は、びよう地の指定又はけい留施設の使用に関し船舶との間に行う信号その他の通信について、互に便宜を供与しなければならない。

(移動の制限)

第七条 雑種船以外の船舶は、第四条、第八条第一項、第十条及び第二十三条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、第五条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項但書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

(修繕及びけい船)

第八条 特定港内においては、雑種船以外の船舶を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又はけい船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(けい留等の制限)

第九条 雑種船及びいかだは、港内においては、みだりにこれをけい船浮標若しくは他の船舶にけい留し、又は他の船舶の交通の妨となる虞のある場所に停泊させ、若しくは停留させてはならない。

(移動命令)

第十条 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

(航路)

第十二条 雑種船以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路（次条から第三十七条まで及び第三十七条の三において単に「航路」という。）によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第十四条の二 港長は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第十八条 雑種船は、港内においては、雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて雑種船以外のもの（以下「小型船」という。）は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び雑種船以外の船舶の進路を避けなければならない。

3 小型船及び雑種船以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。

第二十一条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2 前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

第二十二条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。但し、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十五条 港内又は港の境界付近において発生した海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたときは、当該海難に係る船舶の船長は、遅滞なく標識の設定その他危険予防のため必要な措置をし、かつ、その旨を、特定港にあつては港長に、特定港以外の港にあつては最寄りの管区海上保安本部の事務所長又は港長に報告しなければならない。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百

三十六号)第三十八条第一項、第二項若しくは第五項、第四十二条の三第一項又は第四十二条の四の二第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については報告をすることを要しない。

(灯火の制限)

第三十六条 何人も、港内又は港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な灯火をみだりに使用してはならない。

2 港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な灯火を使用している者に対し、その灯火の滅光又は被覆を命ずることができる。

(喫煙等の制限)

第三十六条の二 何人も、港内においては、相当の注意をしないで、油送船の附近で喫煙し、又は火気を取り扱つてはならない。

2 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火気の取扱いを制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の五第一項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(船舶交通の制限等)

第三十六条の三 特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。

2 総トン数又は長さ、国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 当該船舶の名称

二 当該船舶の総トン数及び長さ

三 当該水路を航行する予定時刻

四 当該船舶との連絡手段

五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港のけい留施設

3 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五号)第二条第一項に規定する航路を航行しようとする船舶が、同法第二十二条の規定による通報をする際に、併せて、当該水路に係る前項第五号に掲げるけい留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。

4 第一項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

第三十七条 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁

止することができる。

2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。

3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行して行く船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。

4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(原子力船に対する規制)

第三十七条の二 港長は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第三十六条の二第四項の規定による国土交通大臣の指示があつたとき、又は核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)、核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)若しくは原子炉による災害を防止するため必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある原子力船に対し、航路若しくは停泊し、若しくは停留する場所を指定し、航法を指示し、移動を制限し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。

2 第二十一条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする場合に準用する。

(港長が提供する情報の聴取)

第三十七条の三 港長は、特定船舶(小型船及び雑種船以外の船舶であつて、第十八条第二項に規定する特定港内の船舶交通が特に著しく混雑するものとして国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の特船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める当該特定港内の区域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び区域を安全に航行するために当該特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 特定船舶は、前項に規定する航路及び区域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第三十七条の四 港長は、特定船舶が前条第一項に規定する航路及び区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認め

る場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めるところができる。

(準用規定)

第三十七条の五 第十条、第二十六条、第二十九条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十六条の三から第三十七条の二までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長がこれを行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条の六 第十条(前条において準用する場合を含む。)、第十四条の二、第二十一条第一項(第三十七条の二第二項(前条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、又は第三十六条の二第二項若しくは第三十七条第三項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。))の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく国土交通省令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整とんを図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項(第三十七条の五において準用する場合を含む。)
- 二 第三十一条第一項の規定の違反となるような行為をした者
- 三 第三十七条の二第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定による処分の違反となるような行為をした者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項、第七条第一項、第十二条、第十三条又は第三十六条の三第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第五条第二項の規定による指定を受けずに船舶を停泊させた者又は同条第四項に規定するびよう地以外の場所に船舶を停泊させた者
- 三 第八条第三項、第十条(第三十七条の五において準用する場合を含む。))、第十四条の二又は第三十七条第一項若しくは第三項(これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定による処分の違反となるような行為をした者
- 四 第二十四条第一項又は第三十一条第一項(第三十七条の五において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

五 第二十四条第三項又は第二十六条、第三十一条第二項若しくは第三十六条第二項（これらの規定を第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者  
六 第二十五条の規定に違反した者

第四十条 第三十六条の二第二項（第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第四条、第八条第二項、第二十一条第一項又は第三十五条の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第八条第一項、第二十四条第二項、第二十九条（第三十七条の五において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条又は第三十四条第一項の規定に違反した者
- 三 第三十四条第二項の規定による処分に違反した者

第四十二条 第十一条の規定による国土交通省令の規定の違反となるような行為をした者は、三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第三十九条第四号若しくは第五号又は第四十一条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）

（この法律の目的及び用語の定義）

第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の施設をいう。

（航路標識の設置及び管理）

第二条 航路標識の設置及び管理は、海上保安庁が行う。但し、海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、国土交通省令の定めるところにより海上保安庁長官の許可を受けて、その者の費用で、航路標識を設置し、又は管理することができる。

第三条 前条但書の規定により許可を受けて設置した航路標識の所有者又は管理者は、当該航路標識の機能に支障が生じないように努めなければならない。

2 海上保安庁以外の者が設置した航路標識がその所有者又は管理者の責に帰すべき事由又は通常予想すべき事由によつて、その機能に支障をきたし、船舶交通の安全に障害を生じたときは、海上保安庁長官は、当該所有者又は管理者に対し、その障害の除去のために必要な措置をすべきことを命ずることができる。

第四条 前条第二項に規定する場合の外、船舶交通の安全を図るため必要があるときは、海上保安庁長官は、海上保安庁以外の者が設置した航路標識の所有者又は管理者に対し、当該航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2 船舶交通の安全を図るために特に必要があるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

(航路標識の現状の変更)

第五条 海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の管理者は、その管理している航路標識の現状に変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、直ちに、その旨を海上保安庁長官に報告しなければならない。

(航路標識の告示)

第六条 海上保安庁長官は、航路標識が新たに設置されたとき、又は航路標識の廃止、位置の変更その他その現状に変更があつたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(事故発見者の報告義務)

第七条 航路標識に事故のあることを発見した者は、直ちに、その旨を海上保安庁又はもよりの管区海上保安本部若しくはその事務所に通報しなければならない。

(灯火等の制限)

第八条 何人も、みだりに航路標識と誤認される虞がある灯火を使用し、又は音響を発してはならない。

2 海上保安官は、前項に規定する行為をし、又はしようとしている者に対し、当該灯火又は音響の消滅その他航路標識と誤認されないようにするために必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(工事等の制限)

第九条 航路標識の機能の障害となる虞のある建築物の建設、沈没物の引揚その他の工事又は作業をする者は、その障害を防ぐため必要な措置をしなければならぬ。

2 海上保安庁長官は、前項に規定する工事又は作業についてその権原を有する者に対し、航路標識の機能の障害を防ぐため必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(植物についての制限)

第十条 何人も、航路標識の附近に、当該航路標識の視認を妨げる虞のある植物を植えてはならない。

2 海上保安庁長官は、前項の規定に違反して植えられた植物についてその権原を有する者に対し、当該植物の航路標識の障害となる部分の除去、移植その他の必要な措置をすべきことを命ずることができる。植物が成長して航路標識の視認を妨げるに至つたときも同様である。

3 航路標識を設置したときに現にあつた植物が当該航路標識の視認を妨げ、又は妨げるようになったときは、海上保安庁長官は、その権原を有する者に対し、障害となる部分の除去、移植その他の必要な措置をすべきことを命ずることができる。

(船舶についての制限)

第十一条 船舶(はしけ、いかだその他の船舶に類似する工作物を含む。以下同じ。)は、みだりに航路標識に損傷を及ぼす虞のあるほどこれに接近して航行させてはならない。

2 船舶は、航路標識にけい留させてはならない。

3 船舶は、航路標識の視認を妨げ、又は航路標識に接触する虞のある場所に停泊又は停留させてはならない。

(汚損行為の禁止)

第十二条 何人も、航路標識をよごし、又は損傷を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

(損失補償)

第十三条 第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項の規定によつて生じた損失に対しては、左に定めるところにより補償をするものとする。

一 補償の額は、第四条第一項の場合にあつては当該航路標識の改善、移転、撤去その他の措置をするのに通常要すべき費用、同条第二項の規定により航路標識を収用する場合にあつては当該航路標識を建設するとすれば通常要すべき費用から当該航路標識の減価部分に相当する額を控除した額、第十条第三項の場合にあつては植物の障害となる部分の除去、移植その他の措置をするのに通常要すべき費用及び時価によつて算定した当該植物についての損失額に相当する金額とする。

二 補償を受けようとする者は、海上保安庁長官に、補償を受けたいと思ふ金額を記載した申請書を提出しなければならない。

- 三 海上保安庁長官は、前号の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定しなければならない。この場合において海上保安庁長官は、当該申請人に対しあらかじめ期日及び場所を通知してその申立を聞かなければならない。
- 2 前項第三号の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償の額の増額を請求することができる。
- 3 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(聴聞の特例)

- 第十四条 海上保安庁長官又は海上保安官は、第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第十五条 削除

(罰則)

第十六条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十七条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反した者
- 二 第十二条の規定に違反した者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(抄)

(許可の取消し等)

- 第三十三条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に試験研究用等原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。
- 2 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて試験研究用等原子炉の運転の停止を命ずることができる。
  - 一 第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

- 二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。
  - 三 第三十六条又は第三十六条の二第四項の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
  - 五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。
  - 六 第四十三条の二第一項の規定に違反したとき。
  - 七 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
  - 八 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
  - 九 第四十三条の三第一項の規定に違反したとき。
  - 十 第四十三条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。
  - 十一 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。
  - 十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。
  - 十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
  - 十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
  - 十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。
  - 十六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
  - 十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。
  - 十八 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
  - 十九 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。
  - 二十 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三十七条の二第一項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同法第三十七条の二第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。
- 3 原子力規制委員会は、外国原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。
- 一 前項第一号、第三号、第十三号、第十四号又は第二十号に掲げるとき。
  - 二 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。
  - 三 第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。

（原子力船の入港の届出等）

第三十六条の二 試験研究用等原子炉設置者（試験研究用等原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。）は、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 2 外国原子力船運航者は、外国原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならぬ。
- 3 原子力規制委員会は、前二項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、試験研究用等原子炉設置者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために講ずべき措置に係る事項を通知するものとする。
- 4 国土交通大臣は、前項の通知があつた場合においては、試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項又は第二項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第三十七条の五の規定により港長の権限を行う管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に関し必要な規制をすべきことを指示するものとする。

行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

### 第三章 不利益処分

#### 第一節 通則

（処分の基準）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手續）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手續を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
  - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
  - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
- 八 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- 二 イから八までに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずずることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもつて明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面とするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

## 第二節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をにおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を發し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

る。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。
- 3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」と同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

- 第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

- 第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。
- 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。
- 4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

- 第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第二十四条第一項の調書内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第二号(第十二条第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号八に該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。  
2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。